

変更時の手続き方法一覧

- ・保育の必要性の事由及び保育の必要量が実態と異なる場合、保育園の利用ができなくなりますので、変更の際は必ず手続きを行ってください。
- ・次の表中の「変更内容」が発生しましたら、速やかに手続きを行ってください。
- ・書類の提出先は、在籍中の市内保育所又は市役所子育て支援課保育担当窓口へ直接お願いします。（郵送は不可）
- ・給付認定申請書は、子ども1人につき1枚必要です。

	変更内容	変更手続きに必要な書類	変更後の利用できる期間	変更後の保育の必要量	その他
1	住所の変更（市内転居）	・住所等異動届			
2	住所の変更（市外転居）	・退所届	市内に就労先がある →小学校就学前まで 市内に就労先がない →転居先で転園希望を出すのが条件で、 年度末まで		※転居後も引き続き市内の保育園に通う場合は、 転居後に転居先の市町村で別途手続きが必要。 ※転居先の保育所を利用又は希望申請を事前 にしている場合、転居後に転居先の市町村で 別途手続きが必要。
3	就労先の変更で勤務時間及び通勤時間に 変更がない場合 （勤務地の変更を含む）	・住所等異動届 ・就労証明書 ・入所確認調書（自営業又は内職のみ必 要。外勤不要）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間ま で		
4	就労先の変更で勤務時間及び通勤時間に 変更がある場合 （勤務地の変更を含む）	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・就労証明書 ・入所確認調書（自営業又は内職のみ必 要。外勤不要）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間ま で	標準時間 （月120時間以上働いているとき）	
5	就労時間の変更	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・就労証明書 ・入所確認調書（自営業又は内職のみ必 要。外勤不要）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間ま で	短時間 （月64時間以上働いているとき）	
6	仕事を探しているとき （求職中）	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・ハローワーク受付票の写し又は求職活動 中の旨がわかる申立書	原則として3ヶ月	短時間	※申立書は任意様式です。どのように求職活動を しているのか具体的に記載し、申立日と本人の署 名捺印してください。
7	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・分娩予定日がわかるもの（母子手帳の写 し又は診断書）	出産予定日の前6週間と後8週間を含む 月を原則とし、必要な期間	標準時間	※母子手帳の写しは、表紙と分娩予定日が記載さ れているページ
8	育児休業を取得するとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・育児休業に伴う継続入所についての申立 書	育児に係る子が1歳になる月の末日	短時間	
9	育児休業を延長するとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・育児休業延長に伴う継続入所についての 申立書	年度末まで	短時間	※育休に係る子が1歳になる月の前の月の10日ま でに入所手続きを行い、入所保留となった場合に 適用

	変更内容	変更手続きに必要な書類	変更後の利用できる期間	変更後の保育の必要量	その他
10	離婚したとき (離婚予定を含む)	離婚した場合 ・住所等異動届 ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は児童扶養手当証書の写し 離婚予定の場合 ・住所等異動届 ・裁判所より発行される離婚協議中である旨が証明できる書類又は離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明(公正証書など)			
11	再婚したとき	・住所等異動届 ・再婚相手の就労証明書等、保育の必要性が確認できる書類			
12	氏名を変更したとき	・住所等異動届			
13	世帯員の変更(増員)のとき	・住所等異動届 ・新たに世帯員となった者(出生を除く)の就労証明書等、保育の必要性が確認できる書類			
14	世帯員の変更(減員)のとき	・住所等異動届			
15	病気、負傷、障がいなどのため保育が困難なとき (病気等で休職の場合も含む)	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・診断書又は障害者手帳	診断書などで必要と認める期間	標準時間	
16	介護や看護しているとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・診断書(必要と認める期間を記載)	診断書などで必要と認める期間	標準時間 (月120時間以上介護や看護しているとき)	
				短時間 (月64時間以上介護や看護しているとき)	
17	震災・火災などの復旧にあっているとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・り災証明書	復旧状況により必要と認める期間	標準時間	
18	大学、職業訓練校などに通っているとき (通信制を除く)	・給付認定申請書 ・学生証、在学証明書又は職業訓練の受講を説明する証明書 ・時間割等就学時間がわかる書類	通学期間中	標準時間 (月120時間以上通っているとき)	
				短時間 (月64時間以上120時間未満通っているとき)	
19	保育所を辞めるとき	・退所届	退所希望日まで(原則月末退所)		